

◎佐賀県条例第24号

旅館業に関する条例の一部を改正する条例

旅館業に関する条例（昭和33年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(換気)</p> <p>第4条 営業施設については、自然換気又は機械換気設備若しくは空気調和設備による換気を適切に行わなければならない。</p> <p>(照度)</p> <p>第5条 <u>営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>食堂 150ルクス以上</u></p> <p>(2) <u>調理場、配ぜん室及び洗面所 100ルクス以上</u></p> <p>(3) <u>客室、応接室、脱衣室及び便所 70ルクス以上</u></p> <p>(4) <u>浴室 30ルクス以上</u></p> <p><u>2 廊下及び階段の採光及び照明は、常時70ルクス以上の照度を有しなければならない。ただし、深夜においては10ルクスまで減ずることができる</u></p> <p>(防湿)</p> <p>第6条 <u>営業施設については、次の防湿措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(客室等の清潔)</p> <p>第7条 <u>営業施設については、次の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(換気)</p> <p>第4条 <u>旅館業の施設については、自然換気又は機械換気設備若しくは空気調和設備による換気を適切に行わなければならない。</u></p> <p>(採光及び照明)</p> <p>第5条 <u>旅館業の施設については、次の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>採光及び照明を十分にすること。</u></p> <p>(2) <u>定期的に照度を測定する等照明設備の保守点検を適切に行うこと。</u></p> <p>(3) <u>照明設備に照度不足、故障等が生じた場合は、速やかにこれを取り替え、又は補修すること。</u></p> <p>(4) <u>照明設備は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(防湿)</p> <p>第6条 <u>旅館業の施設については、次の防湿措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(客室等の清潔)</p> <p>第7条 <u>旅館業の施設については、次の措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略 (客室の定員等)</p> <p>第9条 客室の定員は、次の各号に定める数をこえてはならない。</p> <p>(1) ホテル 1客室の有効床面積4.5平方メートルにつき1人</p> <p>(2) 旅館及び下宿 1客室の有効床面積3平方メートルにつき1人</p> <p>(3) 簡易宿所 1客室の有効床面積1.5平方メートルにつき1人</p> <p>2 客室の入口には、室番号又は室名を表示しなければならない。ただし、施設の構造上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(その他の衛生措置)</p> <p>第12条 前各条に規定するほか、<u>営業施設</u>について講じなければならない措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (衛生措置基準の特例)</p> <p>第14条 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により、<u>第5条</u>、<u>第8条第2号</u>及び<u>第9条第1項</u>の基準による必要がないとき、又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、知事はこれらの基準を緩和することができる。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第15条 <u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号</u>に規定するホテル営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室及び寝具の基準</p> <p>ア 洋式の構造設備による客室（以下「洋室」という。）の数は、総客室数の2分の1を超えるものであること。</p>	<p>(1)・(2) 略 (客室の表示)</p> <p>第9条</p> <p>客室の入口には、室番号又は室名を表示しなければならない。ただし、施設の構造上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(その他の衛生措置)</p> <p>第12条 <u>第4条から前条までに規定するほか、旅館業の施設</u>について講じなければならない措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (衛生措置基準の特例)</p> <p>第14条 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により、<u>第5条</u>及び<u>第8条第2号</u>の基準による必要がないとき、又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、知事はこれらの基準を緩和することができる。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第15条</p>

改正前	改正後
<p><u>イ 和式の構造設備による客室（以下「和室」という。）は、次項第1号に規定する基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ウ 定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。</u></p> <p><u>(2) 浴室及び脱衣室の基準</u></p> <p><u>ア 共同用の浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。</u></p> <p><u>イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。</u></p> <p><u>ウ 浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。</u></p> <p><u>エ 浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。</u></p> <p><u>オ 共同用の浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。</u></p> <p><u>カ 浴室に供給される湯又は水が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。</u></p> <p><u>(3) 便所の基準</u></p> <p><u>ア 便所を付設しない客室を有する階には、男女別に共同用の便所を設けること。</u></p> <p><u>イ 共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。</u></p> <p><u>ウ 共同用の便所は、調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。</u></p> <p><u>エ 手洗い設備を有すること。</u></p> <p><u>(4) その他の基準</u></p> <p><u>ア 定員に応じ適当な広さのフロントを有すること。</u></p> <p><u>イ 洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>を設けること。</u></p> <p><u>ウ 共同用の洗面所を設ける場合は、定員に応じた数の給水栓を適当な間隔で設けること。</u></p> <p>2 <u>政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>客室及び寝具の基準</u></p> <p><u>ア 和室の数は、総客室数の2分の1以上であること。</u></p> <p><u>イ 洋室は、前項第1号に規定する基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>エ 客室は、他の客室、廊下等と壁、板戸、ふすま等によって区画すること。</u></p> <p><u>オ 寝具類の格納設備を有すること。</u></p> <p><u>カ 略</u></p> <p>(2) <u>浴室及び脱衣室の基準</u></p> <p><u>ア・イ 略</u></p> <p><u>ウ 浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。</u></p> <p><u>エ 浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。</u></p> <p><u>オ 共同用の浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。</u></p> <p><u>カ 浴室に供給される湯又は水が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。</u></p> <p>(3) <u>略</u></p>	<p><u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号に規定する旅館・ホテル営業の施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>客室及び寝具の基準</u></p> <p><u>ア 略</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p>(2) <u>浴室及び脱衣室の基準</u></p> <p><u>ア・イ 略</u></p> <p>(3) <u>略</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適当な広さの玄関帳場を有すること。</p> <p>イ 洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。</p> <p>ウ 略</p> <p>3 政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室及び寝具の基準 ア 階層式寝台を有する場合は、客室の天井高は2.5メートル以上であり、階層数は2層であること。 イ 階層式寝台には、それぞれカーテンを設けること。 ウ 寝台の高さは床面から0.35メートル以上、幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上であること。 エ 定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。</p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準 ア・イ 略 ウ 浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。 エ 浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。 オ 浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。</p> <p>4 政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業施設に係る構造設</p>	<p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適当な広さのフロント、<u>玄関帳場その他これらに類する設備</u>を有すること。 イ 洗面所には、給水設備を設けること。</p> <p>ウ 略</p> <p>2 政令第1条第2項第7号に規定する簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 寝具の基準 <u>定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。</u></p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準 ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 洗面所には、給水設備を設けること。</p> <p>3 政令第1条第3項第5号に規定する下宿営業の施設に係る構造</p>

改正前	改正後
<p>備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 客室の基準</u></p> <p>ア 客室の数は、3室以上であること。</p> <p>イ 客室の床面積は、それぞれ4.5平方メートル以上であること。</p> <p><u>(2) 浴室及び脱衣室の基準</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。</p> <p>エ 浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。</p> <p>オ 浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) その他の基準</u></p> <p>洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条の2 知事は、法第3条第2項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p><u>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p>	<p>設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 浴室及び脱衣室の基準</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) その他の基準</u></p> <p>洗面所には、給水設備を設けること。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条の2 知事は、法第3条第2項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定</u></p>

改正前	改正後
<p>(5)～(8) 略</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>(準用)</p> <p>第15条の3 前条の規定は、法第3条の2第1項の承認について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「法第3条第2項」とあるのは「法第3条の2第2項の規定により準用する法第3条第2項」と、「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と、「法第3条第1項の許可」とあるのは「法第3条の2第1項の承認」と、同条第8号中「役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人」とあるのは「役員等（役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者をいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる法人」と、同条第9号中「法人その他の団体又は個人」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用している者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から第5号までに掲げる者又は法第3条第2項第5号に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>(準用)</p> <p>第15条の3 前条の規定は、法第3条の2第1項の承認について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「法第3条第2項」とあるのは「法第3条の2第2項の規定により準用する法第3条第2項」と、「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と、「法第3条第1項の許可」とあるのは「法第3条の2第1項の承認」と、同条第6号中「役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から第5号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人」とあるのは「役員等（役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者をいう。）に第2号から第5号までに掲げる者がいる法人」と、同条第7号中「法人その他の団体又は個人」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。